

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 31

確認申請の「承継計画」の作り方

12月9日発行のFaxニュースで、確認申請の段階では、特定後継者はすでに代表者となっているか、将来の“代表者候補”であって“相続等によって株式及び事業用資産を取得する見込み”があればいいと書きました。そのことを表すために、確認申請には「株式等及び事業用資産等を特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画書」を添付します。

その計画書は、経済産業省の発行するマニュアルでは、右の様なもので良いとして、イメージを示しています。

タイトルは「事業承継計画」となっていますが、親族内後継者に対して、その承継するものの保有する事業用資産を、どのように承継するかという【財産の承継】のみの表現になっています。

相続税や贈与税の、納税猶予の特例の適用を受けるための手続きとして考えれば、特に株式以外の事業用資産について、載する必要はありません。また、その承継の方法等を記載すればよく、保有資産の状況を記載することは法規定が求めているものではありません。

もっと簡便なものでもOKでしょう。

もう一つの観点は、単に申請の便宜上の計画書とせずに、実質的な事業承継計画とするという考え方です。

現実に今相談を受けて指導している先では、具体的な後継者の地位や立場の変更、現社長退任の時期、株式の移転の時期、方法や数量、更に関連する経営の計画を記載したものを作成して、現社長の納得や協力、社内の合意、取引金融機関の理解を得た計画書を、この添付資料にして申請しようという試みをしています。私は、これをお勧めします。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768

文責 : 吉川孝 (税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ)

 日成コンサルティング株式会社

事業承継計画

年 月 日

経済太郎

1. 経済太郎 (〇〇株式会社に係る特定代表者) が有する〇〇株式会社の議決権株式及び事業用資産等の状況

(1) 議決権株式 : 2 万株

(2) 事業用資産等 (不動産)

本社の土地・建物 (●●県△△市◇◇町)

工場の土地・建物 (××県□□市◆◆町)

(3) 事業用資産等 (不動産以外)

自社への貸付金 : 1,000 万円

2. 上記議決権株式及び事業用資産の特定後継者〇〇〇〇への承継スケジュール

(1) 議決権株式

1 万株を生前贈与、残り 1 万株を相続により承継

(2) 事業用資産等 (不動産)

本社の土地・建物 (●●県△△市◇◇町) については生前贈与、工場の土地・建物 (××県□□市◆◆町) については相続により承継

(3) 事業用資産等 (不動産以外)

自社への貸付金 1,000 万円については相続により承継。